

五島市障がい者活躍推進計画

令和２年３月

五島市議会事務局

五島市水道局

五島市農業委員会事務局

五島市教育委員会事務局

五島市消防本部

目 次

I. 五島市議会事務局	2
II. 五島市水道局	3
III. 五島市農業委員会事務局	4
IV. 五島市教育委員会事務局	5
V. 五島市消防本部	6

※「害」の標記につきましては、法令等の名称及び法令等で定められた用語などである場合又は組織、団体等の固有名称である場合を除き、原則としてひらがなで記載しています。

五島市議会事務局 障がい者活躍推進計画

1. 基本事項	
(1)機 関 名	五島市議会事務局
(2)任 命 権 者	五島市議会議長 谷川 等
(3)計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
(4)五島市議会事務局における障がい者雇用に関する課題及び計画策定の趣旨	○五島市議会事務局においては、職員総数（非常勤職員含む）が6人の小規模な機関であり、正規職員の採用は市長部局で一括採用するため、これまで障がい者に限定した職員の募集・採用は行っていない。 ○現在、障がい者が在籍していないため、障がいを持つ職員に対する組織的な体制整備は特段実施してこなかった。 ○しかし、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正に伴い、地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示され、国の指針に基づき「障害者である職員の職業生活における活躍の促進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされた。 ○そこで、障がい者である職員の雇用を想定して、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍するため、「五島市障がい者活躍推進計画」を作成した。
2. 目標	
(1)採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を深める。
(2)定着に関する目標	なし
3. 取組内容	
(1)障がい者の活躍を推進する体制整備	○市長部局の障害者雇用推進者（総務企画部総務課長）及び障害者職業生活相談員（総務企画部総務課人事班職員）との連携を図る。 ○市長部局に設置する「障害者雇用推進チーム」に参加する。 ○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修受講及び資料配布を行う。
(2)障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者が在籍する場合は、定期的な面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3)障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に障がい者を採用した場合には、定期的な面談により必要とする配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集及び採用する場合は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(4)その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○計画の作成又は改正を行った場合は、庁内イントラネット等を活用し、すべての職員に周知する。 ○計画及び計画の実施状況については、五島市ホームページに掲載する。

五島市水道局 障がい者活躍推進計画

1. 基本事項	
(1)機 関 名	五島市水道局
(2)任 命 権 者	五島市長 野口 市太郎
(3)計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
(4)五島市水道局における障がい者雇用に関する課題及び計画策定の趣旨	○五島市水道局においては、職員総数（非常勤職員含む）が26人程度の小規模な機関であり、正規職員の採用は市長部局で一括採用するため、これまで障がい者に限定した職員の募集・採用は行っていない。 ○現在、障がい者が在籍していないため、障がいを持つ職員に対する組織的な体制整備は特段実施してこなかった。 ○しかし、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正に伴い、地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示され、国の指針に基づき「障害者である職員の職業生活における活躍の促進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。 ○そこで、障がい者である職員の雇用を想定して、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍するため、「五島市障がい者活躍推進計画」を作成しました。
2. 目標	
(1)採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を深める。
(2)定着に関する目標	なし
3. 取組内容	
(1)障がい者の活躍を推進する体制整備	○市長部局の障害者雇用推進者（総務企画部総務課長）及び障害者職業生活相談員（総務企画部総務課人事班職員）との連携を図る。 ○市長部局に設置する「障害者雇用推進チーム」に参加する。 ○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修受講及び資料配布を行う。
(2)障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者が在籍する場合は、定期的な面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3)障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に障がい者を採用した場合には、定期的な面談により必要とする配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集及び採用する場合は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(4)その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○計画の作成又は改正を行った場合は、庁内イントラネット等を活用し、すべての職員に周知する。 ○計画及び計画の実施状況については、五島市ホームページに掲載する。

五島市農業委員会事務局 障がい者活躍推進計画

1. 基本事項	
(1)機 関 名	五島市農業委員会事務局
(2)任 命 権 者	農業委員会会長 山田 勝久
(3)計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
(4)五島市農業委員会事務局における障がい者雇用に関する課題及び計画策定の趣旨	○五島市農業委員会事務局においては、職員総数（非常勤職員含む）が5人程度の小規模な機関であり、正規職員の採用は市長部局で一括採用するため、これまで障がい者に限定した職員の募集・採用は行っていない。 ○令和元年6月の障害者雇用促進法の改正に伴い、地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示され、国の指針に基づき「障害者である職員の職業生活における活躍の促進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。 ○そこで、障がい者である職員の雇用を想定して、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍するため、「五島市障がい者活躍推進計画」が作成されました。
2. 目標	
(1)採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を深める。
(2)定着に関する目標	各年度（4月1日から翌年3月31日まで）の離職率0％ （評価方法）人事記録を元に、前年度採用者の障がい者の年度末定着状況を把握・進捗管理。 ※離職率 採用から1年以内の障がい者が不本意な理由により離職した割合。会計年度任用職員等（任期の定めのある職員）の場合は、任期途中で離職した割合。
3. 取組内容	
(1)障がい者の活躍を推進する体制整備	○市長部局の障害者雇用推進者（総務企画部総務課長）及び障害者職業生活相談員（総務企画部総務課人事班職員）との連携を図る。 ○市長部局に設置する「障害者雇用推進チーム」に参加する。 ○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修受講及び資料配布を行う。
(2)障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者が在籍する場合は、定期的な面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3)障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に障がい者を採用した場合には、定期的な面談により必要とする配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集及び採用する場合は、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(4)その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○計画の作成又は改正を行った場合は、庁内イントラネット等を活用し、すべての職員に周知する。 ○計画及び計画の実施状況については、五島市ホームページに掲載する。

五島市教育委員会事務局 障がい者活躍推進計画

1. 基本事項	
(1)機 関 名	五島市教育委員会事務局
(2)任 命 権 者	五島市教育長 藤田 清人
(3)計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
(4)五島市教育委員会事務局における障がい者雇用に関する課題及び計画策定の趣旨	○五島市教育委員会においては、職員総数（非常勤職員含む）が70人程度の機関であり、正規職員の採用は市長部局で一括採用するため、これまで障がい者に限定した職員の募集・採用は行っていない。 ○現在、障がい者が在籍していないため、障がいを持つ職員に対する組織的な体制整備は特段実施してこなかった。 ○しかし、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正に伴い、地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示され、国の指針に基づき「障害者である職員の職業生活における活躍の促進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。 ○そこで、障がい者である職員の雇用を想定して、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍するため、「五島市（教育委員会）障がい者活躍推進計画」を作成しました。
2. 目標	
(1)採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を深める。
(2)定着に関する目標	なし
3. 取組内容	
(1)障がい者の活躍を推進する体制整備	○市長部局の障害者雇用推進者（総務企画部総務課長）及び障害者職業生活相談員（総務企画部総務課人事班職員）との連携を図る。 ○市長部局に設置する「障害者雇用推進チーム」に参加する。 ○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修受講及び資料配布を行う。
(2)障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者が在籍する場合は、定期的な面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3)障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に障がい者を採用した場合には、定期的な面談により必要とする配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集及び採用する場合は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(4)その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○計画の作成又は改正を行った場合は、庁内イントラネット等を活用し、すべての職員に周知する。 ○計画及び計画の実施状況については、五島市ホームページに掲載する。

五島市消防本部 障がい者活躍推進計画

1. 基本事項	
(1)機 関 名	五島市消防本部
(2)任 命 権 者	五島市消防長 今村 威徳
(3)計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
(4)五島市消防本部における障がい者雇用に関する課題及び計画策定の趣旨	○五島市消防本部においては、職員総数（非常勤職員含む）が92名の機関である。また、職員のほとんどが消防吏員であり、正規職員の採用は市長部局で一括採用するため、これまで障がい者に限定した職員の募集・採用は行っていない。 ○現在、障がい者が在籍していないため、障がいを持つ職員に対する組織的な体制整備は特段実施してこなかった。 ○しかし、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正に伴い、地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示され、国の指針に基づき「障害者である職員の職業生活における活躍の促進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。 ○そこで、障がい者である職員の雇用を想定して、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍するため、「五島市障がい者活躍推進計画」を作成しました。
2. 目標	
(1)採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を深める。
(2)定着に関する目標	なし
3. 取組内容	
(1)障がい者の活躍を推進する体制整備	○市長部局の障害者雇用推進者（総務企画部総務課長）及び障害者職業生活相談員（総務企画部総務課人事班職員）との連携を図る。 ○市長部局に設置する「障害者雇用推進チーム」に参加する。 ○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修受講及び資料配布を行う。
(2)障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者が在籍する場合は、定期的な面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3)障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に障がい者を採用した場合には、定期的な面談により必要とする配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(4)その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○計画の作成又は改正を行った場合は、庁内イントラネット等を活用し、すべての職員に周知する。 ○計画及び計画の実施状況については、五島市ホームページに掲載する。